

主たる事務所を自主的避難等対象区域内に置き工場等の電気設備の保安管理を行っていた申立人について、顧客であった警戒区域内の工場等が閉鎖されたことで減収が生じたことによる逸失利益（間接損害）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	営業損害（逸失利益）
期 間	自 平成23年12月1日 至 平成25年5月31日

2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項の損害についての賠償金として、金167万6600円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、金6万5550円を支払い済みであることを相互に確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月11日

(仲介委員 鈴木武志)